

Title	壺田関係文書の村
Sub Title	Village in the documents of reclamation in the Ritsu-Ryo (律令) Period
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.129(241)- 146(258)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0133">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0133</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 壱田関係文書の村

村 山 光 一

## 序

先般私は、「郷里制について」(史学二六の一・二)という小論において、六国史・風土記等に姿をみせる村について、郷里制と関係させつつ考察し、それらの村が、普通は自然村落を意味するものとして使用されていること、ただ特に律令制初期においては、里制が全国劃一的に実施されなかったため、里に編成されざる村が若干残存し、そのような未編戸村落が、史料上に認め得ることなどを述べた。しかしその際、清水三男氏によって始めて指摘され、以上の村とは別個の性格をもって登場してくる村、すなわち奈良時代後半から荘園関係の文書に現われる村について考察を加えることが出来なかった。そこで本稿では、この問題を取りあげ、旧稿を補ないたいと思う。

## 一

天平十五年、壱田永世私財法が出されると、堰を切った如く、壱田開発が進められてゆくのであるが、なかでも貴族・寺社・富豪層のそれは、大規模に行われ、早くも初期荘園の成立がみられるのである。このような趨勢を反映してか、

当時の墾田関係文書も数多く残存し、墾田開発および経営の模様をかなりの程度認識し得るのである。

ところでそれらの文書をみてゆくと、例えば、有名な東大寺領越前国道守村をはじめ、越中国榎田村、須加村、鳴戸村等、多くの村が姿を現わしてくる。これは、一見普通の自然村落のように見えるのであるが、清水三男氏は、既に「日本中世の村落」の第三章「荘園文書に現れた村」において、これらの村が、同時に、道守庄、榎田庄、須加庄、鳴戸庄と呼ばれて東大寺の庄園となっていること、また例えば承徳二年、在地の田堵等の寄進によって成立した、八坂神社領丹波国波々伯部保は、寄進の際には波々伯部村と呼ばれているが、その坪付から見ると、この村は各里（条里制の里のこと）の小数の坪を集めて、すべて廿五町余になってはいるものの、村としては一向にまとまっていな<sup>い</sup>こと等に注目し、結局、これらの荘園文書に登場してくる村は、自然村落としての村ではなく、実はやがて荘園となるべき所領が、私領主的状態にある時の通称なのであると主張された。すなわち氏の表現を借りるならば、「……完全な国衙領であれば郷や里を以て呼び、完全な荘園領主領なら荘保を以て呼ばれる。その中間にある時、村なる称が用いられた。故に決して之等の村は自然村落としての村ではない。その名は自然村落の村から来た呼称ではあるが、自然村落がその全き形を以て、国衙領より脱却して、一私領に移されたものでないからである。」<sup>(1)</sup>ということになるのである。

さてこの清水氏の指摘によって、荘園文書に姿をみせる村の特異な性格が明るみにだされたわけで、われわれは、これらの村を単純に自然村落として処理することは不可能となってきたのである。

しかし清水氏の主張は、後に述べるごとく、確かに意義深いものであるが、なお若干検討すべき余地も残されていると思われるので、以下氏の説をもとに、私なりに考えてゆきたいと思う。その際、清水氏は荘園文書の村のみを取り扱われたようであるが、私は荘園文書の村を含めて、もう少し広く墾田関係文書に現われる村をも取り上げてゆくことに

したい。

そこで、まず問題とすべきことは、当時の墾田関係文書に記載されたすべての村が、果して清水氏のいわれる荘園的な私領の村といえるかどうかということである。清水氏は、荘園文書の村というとき、東大寺をはじめとする大寺院、貴族の荘園について論ぜられたのであるが、当時の墾田は、このような大寺院、貴族に限られたわけではなく、中小貴族、地方豪族の墾田も多く存することは、いうを俟たない。ところで、このような中小貴族、地方豪族の墾田に関する文書の中に、矢張り、村の名が記されている例がいくつかある。例えば、天長元年（八二四）十月の近江国大国郷野地売券（平安遺文 卷一）を見ると、

謹解 申売進地事

合壹佰貳拾町 在近江国愛智郡大国郷高野村

野地五十七町

畠地三町

山六十町 西限愛智河北限岸壇上  
東南限黒山

右件地、以錢壹佰貫文充価直、売進无品俊子内親王家既畢、仍録事状、以解、

天長元年十月十一日

散位正七位下紀朝臣「鷹守」

相沽散位正六位下紀朝臣「鷹成」

とある。この地はまだ山林野地が大部分の状態にあるが、百二十町もある私領地であって、この土地を売却した紀朝臣

鷹守は、まさに清水氏のいわれる私領主というべき人物であるといえよう。それでは、この文書中に出てくる高野村というのは、この百二十町の私領地をそのまま指し示していると考えるべきであろうか。しかしそれはどうも無理なようである。「在……大国郷高野村」という表現は、この私領地が、大国郷に属する高野村という自然村落の中に存在していることを明示しているからである。

このような例は、なお他にもあり、承和十二年(八四五)十二月の紀伊国那賀郡司解(平安遺文 卷一)によれば、矢張り私領主というべき従七位下安倍朝臣房上なる人物が「墾田并野地池山等」の合計二十七町三段六十歩を売却しているが、その場処について、「竝在山前郷狛村大緑野并萩原村野田等」と記し、これらの土地が、山前郷に属する狛村および萩原村の野地を分割して設定されていたことを知り得るのであって、この場合、狛村、萩原村は、同様に自然村落と考えるべきであろう。

このようにみてくると、墾田に関する文書に登場する村は、必ずしもそのすべてが、清水氏のいわれる如き性格の村であると考えられることは出来ないものであって、中小貴族や地方豪族の墾田に関する文書の村は、依然として自然村落としての村である、ということをもつてはつきりさせておきたいと思う。

尤もこの場合、これらの事実を以て清水氏の所説を誤りとするのは当を得ないであろう。なんとすれば、紀朝臣鷹成、安倍朝臣房上らは、自ら占定し、開墾した私領地を所有してはいても、その政治力が弱小なため、それを清水氏のいわれる領有権にまで転化することは、当時においては不可能であり、従ってこのようなケースは、単なる私領地ではあっても、「やがて莊園となるべき所領」<sup>(2)</sup>には該当し得ないからである。

それでは、清水氏が指摘された、東大寺をはじめとする大寺院等の荘園文書に現われる村の場合はどうであろうか。この場合には、確かに氏のいわれる如き特殊な性格が認められるようである。ただ氏の論文においては、論証が比較的簡単なため、例えばこのような特殊な村がいかにして成立してきたのか、またこれらの村は周辺の自然村落といかなる関係にあるのかという点については説明が不充分である。そこで以下しばらく、清水氏が荘園的な私領としての村といわれたものについて再検討を試みたい。

天平宝字三年(七五九)に作成された「越中国東大寺莊惣券」<sup>(3)</sup>によれば、射水郡榎田村、須加村、鳴戸村、鹿田村、新川郡文部村のそれぞれについて、墾田の進行状況がかなり詳細に記されている。ところがこれらの村は、それから八年後の天平神護三年五月に報告された「越中国司解」<sup>(4)</sup>においては、それぞれ榎田庄、須加庄、成戸庄、鹿田庄、文部庄とこのように呼ばれ、さらにまた、同年十一月(年号は神護景雲元年)の「越中国司解」<sup>(5)</sup>では、再び村名が使用されている。いまこれらの史料を表面的に考察する限り、われわれは榎田村以下の諸村が、果して元来自然村落であったか否か、結論を下すことは出来ないであろう。しかし右の史料のうち、「越中国東大寺莊惣券」(以下「惣券」と略称する)と神護景雲元年十一月の「越中国司解」を比較検討してゆくと、明らかに自然村落とは考えられない村が存在することを知り得るのである。即ち「惣券」には、榎田村等の諸村の外に、礪波郡伊加流伎野、新川郡大藪野という地名が記されているが、これが「越中国司解」では、ともに伊加留岐村、大荊村<sup>(6)</sup>として、他の榎田村などと一諸に記載されているのであって、この二つの村は嘗ては「野」と呼ばれていたことが明らかなのである。

この場合、「惣券」に記載された「野」とはいかなる土地をいうのか。伊加流伎野、大藪野のそれぞれについて、「惣券」の記すところをみると、

礪波郡

合伊加流伎野地壹伯町

東山 南利波臣志留志地 西故  
大原真人麻呂地北寺田並未開

新川郡

大藪野地壹伯伍拾町

東槿波川 南野西孫名人山道並百姓  
家辛女川 北故笠朝臣叢万呂地並未開

とあるように、共に「未開」と記されているから、未だ開墾されていない野地を意味しているわけである。

では、「越中国司解」において、これらの野地が「村」と改名されているのは何故であろうか。「惣券」にならって「越中国司解」の説明をみると、

伊加留岐村地壹伯町

見開捌段参伯肆拾歩

未開玖拾玖町壹段貳拾歩

大荊村地壹伯伍拾町

見開壹拾玖町壹段陸拾歩

未開壹伯参拾町捌段参伯歩

となっている。ここにおいて、われわれは、「惣券」の作製された天平宝字三年から約八年間に、この両地が次第に開墾されていたことを知り得るのであるが、同時に、その開墾の進行が、新たな村名の生じた契機となっていることも

推定し得るのである。

それでは、この二村以外の村はどうであろうか。結論を先にいうならば、榎田村以下の諸村も、矢張り右の二村と同様の事情によって成立した村なのである。その理由は、まず第一に、「惣券」に記載された村はすべて

榎田村地壹伯参拾町捌段壹伯玖拾貳歩

東西北伯姓口分  
南礪波射水二郡堺

開田参拾肆町壹伯玖拾貳歩

未開玖拾陸町捌段

のごとく、四至の記載について、開田および未開の面積を示して、これらの村が嘗ては野地であったことを推測することが出来るからであり、第二に、そのような記載様式をもつ「惣券」の末尾に「以前、去天平勝宝元年占定野地、且墾開如件」と記されていて、これらの村が、「惣券」作製の十年前の天平勝宝元年には、いずれも野地であったらしいことが知れるからである。そして第三に、もう一つ新しい史料を引用することが出来よう。それは「惣券」と同じ年に作製された越中国東大寺領庄園の開田地図<sup>6)</sup>である。それによると、伊加流伎野、大藪野はいままでもないが、いま問題としている諸村もすべて、須加野、榎田野、丈部野、鳴戸野というように「野」の字が使用されているのであって、これらの村の出発点が野地であったことを端的に物語っているからである。もっとも開田地図は、一方において「野」という名称を使用しながら、他方、それらの「野」（「惣券」では村）に「惣券」と同額の見開田を記入し、前述の伊加流伎野の場合に示した「野」の規定に矛盾するかのようである。しかし開田地図の「野」は、引用した「惣券」末尾の文と併せ考えるならば、それらの地が以前野地であった時期の呼称を習慣的に使用しているにすぎないことが知られるのであって、「野」は未開の地を示すという原則を否定することにはならないと思う。

以上で、越中国東大寺領の諸庄が村と呼ばれたのは、自然村落がその全き形を以て、国衙領より脱却して私領化したからではなく、すべては嘗て野地であったところを東大寺が開墾し、その見開田を含めた私領地に、新たな村名が附されたものであることが明らかになったわけである。

### 三

それでは、このような荘園的な私領地としての村は、附近の自然村落といかなる関係を有するのであろうか。この点については、清水氏も多少は言及されてはいるが、その説明は必ずしも明確ではない。すなわち、「之等の村名は……その名を条里制の条や里の呼称と同じくするものが多い。例へば前述東大寺領俣田村の名は俣田里・須加村は須加里……と関係あるものと考えられる。而して須加村の場合は三十五町の中、須加里の地は僅か七段で他は他の里の田より成るから、村名はその田数の多い里の名から来たものでない事は明からである。恐らく荘家の所在地の条里名を以て、村名としたのではないかと思う。或いは条里名とは別に、その条里と同名の村名がその条里を含む近辺一帯にあり、それから来たものかもしれない。」<sup>(7)</sup>といわれているが、それ以上の追求はされていないのである。そこでしばらくこの点について私見を述べてみたい。

越中国東大寺領庄園絵図のうちに、神護景雲元年十一月の作製になる「越中国礪波郡井山村墾田地図」<sup>(8)</sup>というのがある。この井山村は、前に述べた礪波郡伊加流伎野の南に隣接する地で、礪波郡の豪族礪波臣志留志が開墾し、東大寺に寄進したところである。その面積の合計は壹佰参拾町歩であるが、「見開肆拾柒町捌拾伍歩 未開柒拾貳町玖段貳伯柒拾伍歩」とあることから察せられるように、この井山村は野地から出発した村であったことは明らかである。ところで

この井山村の絵図をみてゆくと、東の山寄り、南北に走る道路が示されていて、その北端には「往辛虫村道」、南端には「往木波村道」と記されている。

なお同じく越中国東大寺領庄園絵図のうちの、天平宝字三年十一月に作られた「礪波郡伊加流伎野地開田地図」にも「木波道」というのが南から北へ走っているが、これは井山村の地図に出てきた「木波村道」と同じものである。そうすると、辛虫村は井山村の南にあり、木波村は伊加流伎野の北に位していることになるのであるが、この二つの村は、共に自然村落と考えざるを得ない。もしこの推定に誤りがなければ、この荘園的な私領地である井山村は、決して近辺の自然村落と無縁の存在ではあり得ないことが予想されるのである。

そこで私は、このような予想の上に立って、私領地の村の出発点となった野地とは、一体いかなる場処なのかということを考えてみたい。それには、前述の諸史料が再び参考となるであろう。まず中小貴族の墾田の例として引用した近江国大国郷野地売券および紀伊国那賀郡司解をみると、共に野地が売買の対象となっているが、前者は、大国郷に属する高野村にある野地であり、後者は、山前郷に属する狛村、萩原村の入会地と思われる大緑野および野田の一部をなしている野地であることは明らかである。

つぎに越中国における東大寺領の庄園絵図を読んでゆくと、各庄園の基になっている野地も、同様に附近の自然村落の入会地であつたらしいことが推測されるのである。例えば新川郡大藪野および丈部野についていうならば、その名称は、それぞれ和名抄の大荊郷、大部郷（恐らく丈部郷の誤りであろう）からきているのである。従ってこれらの野地は、単なる野地ではなく、大荊郷、丈部郷に編成されている集団（共同体）が居住する村の入会地であると見做すことが出来よう。また射水郡須加野については、天平宝字三年の開田地図中に須加山なる地名および須加上里なる里名が記され、南

西塚には公田がならんでいるから、この須加野もこの附近の村の入会地であろう。

このようにみていると、墾田の対象となつた野地は、決して単なる野地と考えるべきではなく、自然村落としての村の入会地であること、墾田の開發は、かかる村落の入会地を分割して進められていったことを、われわれは知り得るわけである。

なおこの問題に関して参考とすべきは、石母田正氏の見解である。すなわち氏は「中世的世界の形成」において、奈良時代後半から平安時代にかけての土地所有の二形態である百姓治田と墾田の成立過程を追求され、「土地所有の右の二形態の聯関を考察するに当り、まづ両形態の共通の地盤として何れも公有地の上に成立している事実注目しなければならぬ。公有地は周知の律令の規定に従って公私その利を共にすべき土地であつて、律令制にあつては國家の所有權と人民の私的受益權とが共に法によつて承認せられていたのであるが、正しくいへば二重の所有權が重なつていゝるのでなく所有權の未分化な状態にあつたと解すべきである。公有地は従つて村落の側から見れば太古から傳統的にその利用収益を保證されている土地であるが、後述の如く我國の古代村落に於てはそれは各村落毎に共有地として区劃された形態をとつていたとは考へ難いから、村落の共有地というよりも入会地なる言葉が適當である。百姓治田にせよ大土地所有にせよかかる入会地の分割の二つの形式であつた。」<sup>(11)</sup>といわれている。これは私の右の所論を、理論的に説明してくれることになるであらう。

かくの如く、莊園的私領地の村の基磐である野地が、自然村落の入会地を分割して成立していることが明らかになつたわけであるが、そうなると私領地の村自体も、同様に自然村落を母体として成立していると考えらるべきであつて、ここに両者の密接な關係を認めることが出来るのである。

#### 四

私は、清水氏が荘園的な私領地と規定された村について、若干検討を加えてみた結果、矢張り、そのような性格の村の存在を確認し得たわけであるが、同時に、かかる村は、周辺の自然村落の入会地を母体として成立していることを明らかにしたつもりである。

ところで、これらの村が、自然村落と密接な関係を有する事実注目するとき、われわれは改めて、かかる荘園的な私領地に、何故村という呼称がつけられたのかという疑問を抱かざるを得ないであろう。尤も清水氏もこれについては、「完全な国衙領であれば郷や里を以て呼び、完全な荘園領主領なら荘保を以て呼ばれる。その中間にある時、村なる称が用いられた。」<sup>(12)</sup>といわれているが、これでは荘園的な私領地が村を称した理由を説明し得ていないと思う。

そこでしばらくこの問題を考えてみたいのであるが、それには越中国東大寺領の諸庄園の成立過程が大変参考となるであろう。一体越中国における東大寺の墾田は、周知の如く、寺から「野占使」が派遣されて占定されたのであるが、その際、国衙の積極的な協力もあり、また占定当初においては、百姓の口分田や墾田等の混在する地域はさげられて、東大寺による計画的な開墾が進行していったのである。すなわち越中国東大寺領の各庄園は、その当初から、附近の村落の入会地を囲込むことによって成立しているのである。従って、やがて開墾が進んでゆけば、当然、そこには条里の地割りも施され、用水溝も整備され、また庄所も置かれ、次第に周囲の村落からは全く独立した一地域が形成されてゆくわけである。

さてこのように他の村落から独立した、新開の地を何と呼ぶべきであろうか。私はそのような土地を村と称しても、

決して不自然ではないと思うのである。それは丁度、播磨国風土記の各所に見られるように、共同体、或は共同体の首長が新しい土地を開墾し、そこに新しい村をつくり上げたのと成立の事情を同じくするものであるといえよう。<sup>(13)</sup> ただそのような風土記の村と、越中国東大寺領の村と異なる点は、前者は共同体を主体とする新しい自然村落であるのに対し、後者は共同体とは次元を異にする莊園領主を主体として成立した村であるということである。

このようにみえると、莊園文書に姿を現わす村というのは、その成立においては新開の村であり、またその主体についていえば莊園領主であるということができよう。従って清水氏が、かかる村を、「やがて莊園となるべき所領が私領主的状態にある時の通称である」<sup>(14)</sup>と規定されたことは、誤りではないにしても一面的であるといふべきである。莊園的私領地という規定からは、村なる呼称の生ずる所以を説明することは出来ないものであって、その地を、新開の独立した地域と考えることによって、はじめて村と呼称された理由が納得出来るのである。

尤もこの場合一つ問題が生じるであろう。それは、清水氏が矢張り莊園的な私領主の村の例としてあげられた、地域的にまとまっていない、しかも僅か二十五町余の八坂神社領丹波国波々伯部村をどう考えたらよいかということである。しかし私は、「丹波国波々伯部村立券文案」<sup>(15)</sup>と呼ばれるこの文書の波々伯部村は、決して八坂神社の莊園的私領地を示すものではなく、単に在来の自然村落としての名称にすぎないと思うのである。一体この波々伯部保というのは、承徳二年(一〇九八)在地の田堵等の寄進によって成立した社領であって、この保の成立以前に、既に多くの田堵により開墾されている地なのである。従ってそこには詳細に条里坪付も記されており、当然これらの田堵を構成員とする自然村落の存在が予想されるわけである。一方この文書の冒頭に「草南条波々伯部村田堵等解 申立券進各所領田事」と記されているが、その記載方法から考えて、この波々伯部村こそ彼等の居住する村の名称でなければならぬと思う。しか

るに清水氏は、波々伯部村を波々伯部保と同一のものと見做してしまったために、これを自然村落と考えることが出来なくなってしまうのである。この場合、村名と保名が一致しているのは、ただ自然村落である波々伯部村の中に設定された荘園的私領地<sup>16</sup>に、従来からの村名を借りて波々伯部保と命名したからにすぎないのである。

このように考えると、同じ荘園的私領地でも、波々伯部保の如き事情で成立し、規模も小さく、地域的にもまとまっていな地では新しく村名を称するようなことはせず、その場処を示すには、条里坪付で記していることが知られるのであって、この点からも、荘園文書に現われる特異な性格の村とは、単なる荘園的私領地と規定することは不完全であって、同時に新開の独立した地域という、もう一つの属性を取り上げねばならぬことは明らかであろう。

## 五

荘園文書に登場してくる村の性格を、私は大体以上の如きものであると考えたい。ただし、いままでその立論を、主として越中国東大寺領庄園の諸村をもとに行ってきた。であるからここで得た結論が、当時の荘園文書の村全体に押し及ぼせるものかどうかを、改めて検討してみる必要があるであろう。そこでしばらく、越中国以外の荘園的私領地の村のいくつかについて考察を加えてみたい。

まず東大寺領の越前国足羽郡糞置庄を取上げてみよう。この庄園は、天平宝字三年の東大寺開田地図によれば糞置村と記されているが、その絵図の首部には、

越前国足羽郡糞置村地壹拾五町壹段□佰肆拾肆歩

東南西岡  
北没官地

開田二町五段三百十六歩

未開十二町五段二百八十八歩

とある。これは即ち越中国の諸村と同様に、東大寺が野地を占定し（この絵図の終りに「知壑田地道僧承天」なる人物が署名している）、この四至内の地を開墾していることを示しているから、単なる自然村落ではなく新開の荘園的私領地としての村であることは明らかであろう。

次に近江国水沼村および覇流村について考えてみたい。この両村については弥永貞三氏の詳細なる研究<sup>(17)</sup>があるが、ともに東大寺領の庄園であり、天平勝宝三年の絵図が現存<sup>(18)</sup>して、その規模、成立の事情を明らかにすることが出来る。いまその絵図記載の文面から両村の規模、形態を調べてみると、

水沼村参拾町

東水沼池山 姓壑田家畠

西百姓口分 阿山寺坂岡

覇流村柒拾町

犬上郡伍拾参町肆段壹伯参拾歩

東百姓口分田覇流岡 南犬上郡与愛知

西正五位下具犬養宿弥八重壑田 北

愛智郡壹拾陸町伍段貳伯参拾歩

東大村寺田 南大村寺田百姓家田覇流溝

西壑田 北愛知郡与犬

とあって、四至が示されているから、共に囲込まれた開墾地であることは明らかであり、特に覇流村のごときは、犬上、

愛智両郡にまたがっているのみならず、絵図の条里坪付を参照すれば、両郡にかけて自然に連続してはいないのである。またこの両村成立の由来を考えると、「近江国司解 申墾開水田事」とあるように、両地は共に新しく開墾された土地であって、これらの点を考えれば、前の糞置村や越中国の諸村と何ら変るところはなく、両村は矢張り単なる自然村落ではないのである。ただこの両村について注意すべきは、ここは東大寺が開拓した土地ではなく、先づ国家の手で開墾が推進せられ、後に東大寺に寄進されたものであるということ、即ち最初は勅旨田の一種であったということである。しかしこれは、新しく囲込まれた両地域の開墾の主体が国家であったというだけのこと、そのために両地域が新たに村と呼称されることが妨げられはしなかったであろう。

最後にもう一つ、有名な越前国足羽郡道守村について考えてみたい。この道守村は、福井市の西郊、足羽川（旧生江川）と日野川（旧味間川）の合流地域に位し、その面積三二六町に及ぶ、広大な東大寺領道守庄の占定された地域である。そして天平神護二年と推定される同庄開田図には、北部生江川沿いと、南西部味間川沿いの二か所に百姓の聚落が記載され、当時の村落の景観を知るには絶好の史料となっていることは今更いうまでもないであろう。さてこの道守村であるが、ここが囲込まれた地域であり、また道守庄となっていることから考えれば、ここもまた自然村落でないと結論できそうである。

しかしこの道守村については、そう簡単に決められない事情があるのである。それはいうまでもなく、その成立の経過が前記の諸村に比較して複雑だということである。一体この庄園は、足羽郡大領生江東人が東大寺に墾進した墾田百町を基礎として発展していったのであるが、そこには既に述べた如く南北に二つの聚落が存在し、更にまたこの地には多くの百姓の口分田や墾田も営まれていたのである。すなわちここは、結果としては囲込まれた地域となったわけであ

るが、それ以前にこの附近に自然村落が成立していた可能性が考えられるのである。従って道守村という名称が、何時、どのようなにつけられたかを確定することは不可能であり、われわれはそれを推定することで満足しなければならぬのである。既に奥田真啓氏は、南北二か所の聚落を合せて道守村が構成されていたと説き、<sup>(19)</sup>また弥永貞三氏は、道守里と呼ばれる里に属する西南部の聚落がすなわち道守村であると主張されているが、<sup>(20)</sup>このように道守村を以て、道守庄成立以前に存在していた自然村落であると見做すことも可能であろう。さらにまたこのように広大な庄園であるから、逆に自然村落を包含してしまうことも充分ありうることであって、道守村という呼称は、嘗て存在した自然村落としての道守村の名称を受け継いだとも考えられるわけである。尤もこの地が一度、東大寺領となってしまう後では、道守村は、嘗ての自然村落としての道守村ではなく、今度は荘園的な私領地の村としての性格をもってくるわけであって、この点は混同してはならないのである。

以上、越前国、近江国の東大寺領の村の若干を検討してみたのであるが、その結果、道守村は一寸成立の事情を異にしているので明確なことはいえないが、他の糞置、水沼、覇流の諸村はいづれも越中国の諸村と同じ性格の村であると考えて差支えないことがわかったわけである。

かくて、荘園文書に登場する村は、大体において、単なる自然村落ではなく、新開の独立せる地域で、かつ荘園的な私領地であると結論を下すことができるであろう。

なおついでに一言すれば、右の逆の場合、すなわち荘園的な私領地は、すべて村名で呼ばれたかという点、必ずしもそうではないようである。例えば越前国東大寺領桑原庄である。ここは「坂井郡堀江郷地」<sup>(21)</sup>と記され、はじめは野地であったが、次第に開墾されていった土地である。ところでこの地の由来と経営に関する文書は、かなり多く残存してい

るのであるが、そこには一つも桑原村という呼称は見えず、すべて桑原庄という名称で統一されているのである。

### おわりに

荘園文書に現われる、自然村落とは思えない村の実態は以上のようなものであったと思う。従ってわれわれは、これらの村を取扱う場合、単なる自然村落と見てしまうと、とんでもない誤りを冒すことになるであろう。それは成立当初においては、むしろ人為的に設定された村であると考えた方がいいのである。

それではこのような村はその後どうなったであろうか。何分にも史料が少ないため、はっきりしたことはわからないが、私は、清水氏が考えられたように、荘園領主に永続的な領有権が確立するに至って、村名は使用されなくなり、庄名に統一されたのではないかと思う。また従って平安時代になって、荘園の設置が一般化すると、ここでは、はじめから庄名のみが附されたようである。天曆四年(九五〇)につくられた「東大寺封戸荘園并寺用帳」<sup>(22)</sup>および翌天曆五年の「越前国足羽郡庁牒」<sup>(23)</sup>によれば、嘗ての越前、越中の東大寺領の諸村は、最早や村とは呼ばれず、すべて庄名で記載されているのである。

このように考えてくると、荘園的私領地に村名がつけられたのは、初期荘園形成期である奈良時代後半特有の現象であったといふべきであろう。

### 註

(1) 清水三男氏「日本中世の村落」九〇頁。

(2) " " "

- (3) 寧楽遺文 下卷 七二三頁。
- (4) " " 七三一頁。
- (5) " " 七三三頁。
- (6) 続日本紀研究 五―二別冊 越中国東大寺領庄園絵図
- (7) 清水三男氏 前掲書 九一頁。
- (8) 続日本紀研究 前掲絵図
- (9) " "
- (10) " "
- (11) 石母田正氏「中世的世界の形成」六―七頁。
- (12) 清水三男氏 前掲書 九〇頁。
- (13) 播磨国風土記 例えば 飭磨郡巨智里の草上村について、「草上という所以は、韓人山村等が上祖、柞の巨智の賀那、此の地を請いて田を墾りし時……」とか、揖保郡越部里の狭野村について、「別君玉手等が遠祖、本、川内の国泉の郡に居りき。地、便よからざるに因りて、遷りて此の土に到りて、仍ちいいしく、『此の野は狭くあれど、猶居るべし』といいき。故、狭野と号く。」というような記事を参照とすることが出来よう。
- (14) 清水三男氏 前掲書 九〇頁。
- (15) 平安遺文 卷四 一三五八頁。
- (16) 寧楽遺文 下卷 七二〇頁。
- (17) 弥永貞三氏「奈良時代の貴族と農民」三七頁以下
- (18) 寧楽遺文 下卷 六五九頁。
- (19) 奥田真啓氏「莊園前村落の構造について」史学雑誌 五八一―三
- (20) 弥永貞三氏 前掲書 一九六頁。
- (21) 寧楽遺文 下卷 六九〇頁。
- (22) 平安遺文 卷一 三七二頁。
- (23) " " 三八六頁。